

添付資料

平成18年度事業報告書

概要

1 事業内容

(1) 目的

独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。(独立行政法人国際交流基金法(平成14年12月6日法律第137号)第3条)

(2) 業務の範囲

この目的を達成するため、独立行政法人国際交流基金は次のような業務を行うことが業務方法書(平成15年度規程第1号)において定められている。

- イ 国際文化交流の目的をもって、適切な人物を派遣し及び招へいすること。
- ロ 海外における日本研究のための専門家の派遣及び招へい、会議等の実施、資料の頒布、並びに海外における日本研究に資する活動を行う基金以外の者に対する助成等の方法により、海外における日本研究を援助し及びあつせんすること。
- ハ 日本語に関する教育専門家の派遣、日本語に関する教育専門家及び日本語学習者のための研修の実施(研修のための施設の設置運営を含む。)、会議等の実施、教授法の研究、教材の開発作成及び頒布、日本語の能力測定に係る試験の開発及び実施、並びに日本語の普及に資する活動を行う基金以外の者に対する助成等の方法により、日本語の普及を行うこと。
- ニ 国際文化交流を目的とする公演、展示、上映、講演、セミナー、会議等の催しを実施し(これらの催しの実施のための施設の設置運営を含む。)、これらの催しを実施する者及びこれらの催しに参加する者に対する助成等の方法により援助し及びあつせんし、並びにこれらの催しに参加すること。
- ホ 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料として、出版物、視聴覚資料及び電磁的記録媒体等を作成し、収集し、交換し及び頒布すること。
- ヘ 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る。)を行うこと。
- ト 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究を行うこと。
- チ 前各号に掲げる業務に附帯する業務(第1号、第5号及び前号に掲げる業務に関連して行う政府以外の者からの用途を指定された寄附金のみを財源とする援助を含む。)を行うこと。

2 所在地（平成19年3月31日現在）

(1) 独立行政法人国際交流基金本部

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 20・21F

(2) 附属機関

機 関 名	所 在 地
日本語国際センター	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36
関西国際センター	大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北 3-14

(3) 国内支部

機 関 名	所 在 地
京都支部	京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 4階

(4) 海外事務所

機 関 名	所 在 地
ローマ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Rome (The Japan Foundation)	Via Antonio Gramsci 74 00197 Roma, Italia
ケルン日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Cologne (The Japan Foundation)	Universitätsstraße 98 50674 Köln, Bundesrepublik Deutschland
パリ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Paris (The Japan Foundation)	101 bis, quai Branly 75740 Paris Cedex 15, France
ソウル日本文化センター The Japan Foundation, Seoul	Hungkuk Life Insurance Bldg., 3F 226, Sinmunno 1-ga, Jongno-gu Seoul, 110-061, Korea
北京日本文化センター The Japan Foundation, Beijing	No.2 CITIC Bldg., 8F 19 Jianguomenwai Ave., 100004 Beijing, China
ジャカルタ日本文化センター The Japan Foundation, Jakarta	Summitmas I, 2-3F, Jalan Jenderal Sudirman, Kav. 61-62 Jakarta Selatan 12190, Indonesia
バンコク日本文化センター The Japan Foundation, Bangkok	Serm Mit Tower, 10F, 159 Sukhumvit 21 (Asoke Road), Bangkok 10110, Thailand
クアラルンプール日本文化センター The Japan Foundation, Kuala Lumpur	Suite 30.01, Level 30, Menara Citibank, 165, Jalan Ampang, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia
ニューデリー日本文化センター The Japan Foundation, New Delhi	5-A, Ring Road, Lajipat Nagar- , New Delhi - 110024, India
シドニー日本文化センター The Japan Foundation, Sydney	Shop 23, Level 1, Chifley Plaza, 2 Chifley Square, Sydney, NSW 2000, Australia

トロント日本文化センター The Japan Foundation, Toronto	131 Bloor Street West, Suite 213 Toronto, Ontario, M5S 1R1, Canada
サンパウロ日本文化センター The Japan Foundation, Sao Paulo	Avenida Paulista, nº 37, 2º andar CEP: 01311-902 São Paulo - SP Brasil
マニラ事務所 The Japan Foundation, Manila	12 th Floor, Pacific Star Bldg., Sen.Gil.J.Puyat Ave. Ext., cor. Makati Ave., Makati, Metro Manila, The Philippines
ニューヨーク事務所 The Japan Foundation, New York	152 West 57 th Street, 17F New York, NY 10019, U.S.A.
ロサンゼルス事務所 The Japan Foundation, Los Angeles	333 South Grand Avenue, Suite 2250 Los Angeles, CA, 90071 U.S.A
メキシコ事務所 The Japan Foundation, Mexico	Ave. Ejército Nacional No.418, 2do Piso, Col. Chapultepec Morales, C.P. 11570, México, D.F., México
ロンドン事務所 The Japan Foundation, London	Russell Square House, 10-12 Russell Square London WC1B 5EH, U.K.
ブダペスト事務所 The Japan Foundation, Budapest	Oktogon Haz 2F, Aradi u.8-10, 1062 Budapest, Hungary
カイロ事務所 The Japan Foundation, Cairo	Cairo Center Building, 5F, 2 Abdel Kader Hamza Street, Garden City, Cairo, Arab Republic of Egypt

3 資本金の状況

政府出資金（平成 18 年度末）

112,971 百万円

4 役職員数（平成 19 年 3 月 31 日現在）

役員 5 名
職員 224 名
計 229 名

5 役員の状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

役職名	氏名	就任期間		前職（印）及び主要経歴
理事長	小倉 和夫	始	平成 15 年 10 月 1 日	在フランス国特命全権大使 在大韓民国特命全権大使、外務審議官、外務省 大臣官房文化交流部長
		終	平成 19 年 9 月 30 日	
理事	大久保 良夫	始	平成 18 年 7 月 1 日	国際復興開発銀行理事

		終	平成 22 年 6 月 30 日	金融庁総務企画局審議官、大蔵省大臣官房参事官（副財務官）、在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部公使
理事	雨宮 夏雄	始	平成 19 年 1 月 1 日	国際交流基金総務部長
		終	平成 22 年 12 月 31 日	国際交流基金経理部長、在ニュー・オルリンズ日本国総領事、国際交流基金ニューヨーク事務所長
監事 (非常勤)	埴 章次	始	平成 18 年 10 月 1 日	現・東京電力顧問
		終	平成 20 年 9 月 30 日	東京電力常任監査役、東京電力副社長、東京電力総務部長
監事 (非常勤)	樋口 幸一	始	平成 15 年 10 月 1 日	現・樋口公認会計士事務所所長
		終	平成 19 年 9 月 30 日	日本公認会計士協会公会計委員会委員、日本公認会計士協会常務理事

6 設立の根拠となる法律名

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）

独立行政法人国際交流基金法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 137 号）

7 主務大臣

外務大臣

事業実績

(注)実績額は決算報告書における決算額を記載している。

1 文化芸術交流の促進 3,022,931 千円

イ 人物の派遣・招へいを通じた文化芸術交流

文化人短期招へい

各国において社会的、文化的に大きな影響力や指導力を有する文化人・知識人を、個人あるいはグループの形で、28カ国から計38名(29件)、各2週間程度ずつ日本に招へいして、日本の社会、文化事情を視察する機会を提供するとともに、日本の文化人との対話の場を作り、交流の契機を作った。 29件

日本紹介のための文化人派遣

日本文化を海外に紹介するために、日本の文化人、芸術家を48カ国に派遣し、講演、レクチャー・デモンストレーション等29件を実施した。また、文化人、芸術家が海外で行う文化紹介事業60件に助成した。 89件

ロ 文化芸術分野における国際協力

文化協力

海外における伝統文化・文化財の保存継承への取り組みや、現代文化の振興に向けた人材育成に協力するために、文化財保存・修復、スポーツ、芸術、生活文化等の分野の日本人専門家の派遣及び海外の専門家の日本への招へいを計9件実施した。また、専門家の交流、共同研究、国際会議の開催等7件に助成した。 16件

八 市民・青少年交流

中学・高校教員交流(招へい)

海外における日本理解を促進するため、市民・青少年交流の指導的立場にある中学・高校教員等205名を全世界54カ国からグループで招へいした。 4件

市民青少年交流

市民青少年レベルでの国際相互理解を促進するため、主催(「指導者交流」プログラムを含む)で「豪州多文化共生・異文化理解グループ招へい」や「韓国青少年教育グループ招へい」事業等、計4件を実施した。また、助成で82件の事業を支援した。 86件

アジア青年文化奨学金

アジア各国の青少年同士の相互理解促進のため、日本の高校生2名をアジアに派遣した。(前年度からの継続のみ) 2件

異文化理解ワークショップ

市民・青少年の異文化理解を増進するために、「アジア理解講座」、「中南米理解講座」、「中東理解講座」を各4講座、計12講座を実施した。これ以外に、アジアの文学者を招へいする「開高健記念アジア作家講演会」、アジア10カ国の漫画家の作品を紹介する「アジア漫画展」、「中東・イスラーム理解セミナー」2件、シンポジウム

「スリランカ和平構築の現在と展望」1件を開催した。 17件

JF ボランティア制度（文化交流企画運営補助ボランティア）

日本との文化交流事業を実施している海外の二国間友好団体等で企画運営業務補助を行なうボランティアをフィリピン、ドイツ、エジプトに各1名、1年間派遣した。

3件

二 造形芸術交流

海外展

造形芸術を通じて日本の魅力を海外に紹介するため、「Rapt! 現代日本 20 人」展（「2006 年日豪交流年」記念事業）及び「型紙とジャポニスム」展（フランス）の2件の企画展を開催した。また、写真展「日本の子ども」、工芸展「手仕事のかたち」、「現代日本デザイン 100 選」、現代美術「日本の新世代アーティスト」等の展示セットを海外 64 カ国に巡回し、121 件の展覧会を開催した。また日本の優れた造形芸術を紹介する展覧会 42 件の開催経費の一部を助成した。 165 件

国内展

平成 17 年に欧州で開催した「日本の知覚」展及び第 51 回ヴェニス・ビエンナーレ日本館展示「石内都」展の帰国展を開催した。また平成 19 年から巡回を開始する「現代日本建築」展を海外に先がけ国内で開催した。更に、日本で紹介される機会の少ない優れた海外の美術を紹介する展覧会 10 件の開催経費の一部を助成した。 13 件

国際展

第 10 回ヴェニス・ビエンナーレ建築展、第 27 回サンパウロピエンナーレの2つの権威ある国際展に参加した。 2 件

造形美術情報交流

「2005 年日・EU 市民交流年」のフォローアップとして、スペインから美術専門家 7 名を招へいするとともに、平成 19 年の「日中文化・スポーツ交流年」に向けて中国から 6 名の美術関係者を招へいした。また、アジアの美術館のネットワーク構築を目的とした「アジア次世代美術館キュレータ会議」第 2 回会議を韓国で開催した。更に「東京 - ベルリン/ベルリン - 東京」展（ベルリン）への専門家派遣等 4 件の協力を行った。 7 件

ホ 舞台芸術交流

海外公演

「日タイ修好 120 周年」及び「日本マレーシア国交 50 周年」を記念した和太鼓グループコンサートや、「日中文化・スポーツ交流年」を記念した邦楽グループ Rin コンサート等、のべ 48 カ国で 35 件の公演プロジェクトを実施した。また、54 カ国における 110 件の海外公演を助成した。更に、日米及び日欧の舞台芸術交流促進のために、日米舞台芸術共同制作事業 10 件、及び日欧舞台芸術共同制作事業 9 件に助成した。 164 件

国内公演

舞台芸術を通じて国民の異文化理解を深めるため、ウズベキスタン現代演劇グルー

ブ公演等 2 件の主催公演を実施した。更にアジア・中東等の舞台芸術の訪日公演 11 件を助成した。 13 件

国際舞台芸術共同制作

日本・インド・イラン・ウズベキスタンの 4 カ国の舞台芸術家による共同制作公演等 5 件の共同制作公演を実施した。 5 件

舞台芸術情報交流

「芸術見本市 2007 東京」に共催団体として参加するとともに、海外における国際舞台芸術見本市・国際会議等 6 件に専門家を派遣する等、計 15 件の情報交流事業を実施または支援した。また、日本の舞台芸術情報を和文・英文で発信するウェブサイト「Performing Arts Network Japan」を運営した。 16 件

内田奨学金フェローシップ

米国とカナダの舞台芸術専門家各 1 名に訪日フェローシップを供与した。 2 件

へ メディアによる交流

フィルムライブラリー充実

映画を通じて日本の魅力を海外に紹介するため、日本映画 21 作品に外国語字幕を付して、59 本を世界 16 カ所の基金事務所、在外公館のフィルムライブラリーに配布した。また本部フィルムライブラリー用に日本映画の外国語版 30 本を購入した。 89 本

海外日本映画祭

「東欧巡回日本映画祭」等、海外 44 カ国で 58 件の日本映画祭を実施するとともに、27 カ国において、日本映画上映会 60 件を助成した。 118 件

テレビ番組交流促進及び映画・テレビ番組制作協力

アジア、中南米、アフリカ、ロシア・東欧等海外 51 カ国で、日本のテレビ番組 77 件を各国のテレビ局に提供した。また日本に関する映画制作に経費面での支援等の協力を行い、8 作品が完成した。 85 件

国内映画祭

アジア、中東に対する理解を促進するため「アラブ映画祭 2007」を実施した他、在留外国人向けの英語字幕付日本映画上映会等の計 5 件の映画祭を主催した。更にアジア、中東をはじめとする海外の映画を日本に紹介する映画祭 10 件を助成した。 16 件

出版・翻訳協力

出版を通じて海外における日本理解を促進するために、国内 1 件、海外 23 カ国 49 件の日本図書翻訳・出版事業に協力した。 50 件

国際図書展参加

「フランクフルト国際図書展」など、12 カ国 12 件の国際図書展に参加した。 12 件

映像出版情報交流

米国における「現代日本文学巡回セミナー」、「没後 50 年溝口健二国際シンポジウム」

(朝日新聞社、東京国立近代美術館フィルムセンター等と連携)等、計3件の事業を実施し、1件に助成した。また、日本映画海外普及協会と共同で日本映画の最新情報を伝える冊子「New Cinema from Japan」を発行し、7カ国8件の海外映画祭で関係者に配布した。更に、日本に関する書誌情報誌「Japanese Book News」を4回発行し、日本の出版に関する最新情報を海外に発信した。その他、「日本文学翻訳データベース」の公開を行った。 17件

2 海外における日本語教育、学習への支援 3,948,315千円

イ 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化

日本語教育機関等調査

平成18年に全世界における「日本語教育機関調査」を実施した。 1件

日本語教育情報交流

下記の日本語教育関係資料を刊行し、配布及びホームページ、図書館等の閲覧に供した。

「日本語教育通信」55～57号 (55、56号：16,000部、57号：7,000部)

「国際交流基金日本語教育紀要」3号 (1,000部)

「日本語教育論集」16号 (3,000部)

「日本語教育国別事情」サイトの運営(アクセス数39万件)

外国人による日本語弁論大会1件

企画開発型事業

米国のAP(Advanced placement:大学教養課程事前履修)における日本語科目導入、及びインドの中等教育における教科書開発を支援した。

日本語教育専門家派遣

海外における日本語教育の中核となる機関に対して、以下の通り日本語教育専門家、ジュニア専門家等を派遣した。18年度に派遣する日本語教育専門家、ジュニア専門家等には派遣前研修を実施し、業務に必要な専門知識・技能を身につけさせた。

日本語教育専門家	38カ国	78件
----------	------	-----

ジュニア専門家	15カ国	27件
---------	------	-----

JFボランティア(海外日本語教育指導助手・日本語教育シニア客員教授)		
------------------------------------	--	--

	9カ国	12件
--	-----	-----

日本語教育専門家派遣前研修		1件
---------------	--	----

巡回セミナー	13カ国	16件
--------	------	-----

日本語教育機関支援・日本語教育プロジェクト支援等

海外において日本語教育の中核となる機関を強化するために、以下の通り各種助成を実施した。また海外における日本語教育を支援する日本語教育学会、日本語教育NGOに対して助成を行った。

海外日本語講座助成(専任講師給与)	9カ国	15件
-------------------	-----	-----

海外日本語講座助成(現地講師謝金)	26カ国	35件
-------------------	------	-----

海外日本語弁論大会助成	58カ国	101件
-------------	------	------

海外日本語教育ネットワーク形成助成	19 カ国	23 件
海外日本語教育学会助成	(国内機関)	1 件
海外日本語教育支援 N G O 助成	(国内 NGO)	6 件

ロ 日本語能力試験

平成 18 年 12 月に海外 46 の国・地域において日本語能力試験を実施した。応募者数は 451,667 人（前年比 28.6%増）、受験地数は 127 都市であった。また、年少者向けインターネット日本語テスト「すしテスト」のウェブサイト上での運用を継続した。

ハ 海外日本語教師研修

海外日本語教師研修・指導的日本語教師の養成等

海外の日本語教師を招へいし、国際交流基金日本語国際センターにおいて、以下の教師研修、共同研究等を実施した。また研修生と地域住民の交流会、ホームステイ等を行ない幅広いニーズに対応した。

海外日本語教師長期研修	25 カ国	63 名
海外日本語教師短期研修	38 カ国	131 名
在外邦人日本語教師研修	20 カ国	29 名
韓国高校日本語教師研修	1 カ国	50 名
中国日本語教師研修	1 カ国	59 名
インドネシア中等日本語教師研修	1 カ国	20 名
豪州ニュージーランド日本語教師研修	2 カ国	26 名
米国・カナダ・英国初中等日本語教師研修	2 カ国	17 名
日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）	14 カ国	21 名
日本語教育指導者養成プログラム（博士課程）	3 カ国	4 名
海外日本語教師上級研修	9 カ国	9 名

上記研修に加えて、JET 参加者を対象とした日本語教授法の研修を実施した。

9 カ国 20 名

ニ 日本語教材制作・寄贈

日本語教材自主制作・普及

日本語教育・学習のための教材として、「エリンが挑戦！ にほんごできます。」、「国際交流基金 日本語教授法シリーズ」及び「日本語教師必携 すぐに使える「レアリア・生教材」アイデア帖」の制作を行った。また、インターネットを通じて世界各地の日本語教師による教材作成を支援する「みんなの教材サイト」の運営を、素材を追加しつつ継続した。18 年度のアクセス件数は 314 万件であった。

日本語教材制作支援

海外の日本語教育機関が行う教材・教授法・カリキュラム等の開発に協力するため、

10 カ国より 13 名の日本語教育専門家をフェローとして招へいした。また、海外 12 カ国において日本語教育の教材、副教材、辞書等を出版する 12 機関に助成した。

日本語教材寄贈

世界 100 カ国における 1,028 の日本語教育機関に対し、現地では入手しにくい日本語教材を寄贈した。

日本語国際センター図書館

日本語教育専門図書館として、図書・視聴覚資料 40,986 点、雑誌・紀要 529 誌を所蔵し、情報・資料の提供を行った（利用者数：19,994 名、貸出点数：13,391 点、レファレンス：638 件、図書館間相互協力：732 件）。

ホ 海外日本語学習者を対象とする施策

専門日本語研修・日本語学習者訪日研修等

海外における日本語学習者支援の観点から、国際交流基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語研修、日本語学習奨励研修事業等を国際交流基金関西国際センターが以下の通り実施した。また、大阪府 JET 青年日本語研修や外国語指導助手に対する日本語プログラム、研修生と地域住民の交流等、地域のニーズに配慮した事業を実施した。

専門日本語研修（外交官）	28 カ国	28 名
専門日本語研修（公務員）	9 カ国	10 名
専門日本語研修（司書）	7 カ国	10 名
専門日本語研修（研究者・大学院生）	30 カ国	75 名
日本語学習者訪日研修（大学生）	31 カ国	56 名
日本語学習者訪日研修（各国成績優秀者）	67 カ国	72 名
日本語学習者訪日研修（高校生）	18 カ国・地域	40 名
日本語学習者訪日研修（李秀賢氏記念韓国青少年招へい事業）	1 カ国	20 名
アジア・ユース・フェロースhip 高等教育奨学金訪日研修	11 カ国	18 名
大阪府クィーンズランド州日本語教師研修	1 カ国	5 名

3 海外日本研究及び知的交流の促進 2,506,221 千円

イ 海外日本研究の促進 諸施策

日本研究拠点機関助成

ソウル大学、タマサート大学（タイ）等、海外 13 カ国の日本研究拠点機関に対し、出版、訪日調査、共同研究、講師謝金等の経費助成や図書寄贈等、ニーズの高い事業を優先した包括的支援を行った。 16 件

日本研究客員教授派遣

フィリピン大学、ハバナ大学等、海外日本研究機関等においてニーズの高い分野の専門家を派遣、または派遣経費の一部を助成し、若手日本研究者育成に資する教育基盤の強化を支援した。 20 件

日本研究スタッフ拡充助成

海外 5 カ国の 8 機関に対して、教育職新規雇用のための経費を助成した。 8 件

日本研究リサーチ・会議開催

海外 23 カ国において、日本研究を実施する教育・研究機関、学会等が実施する国際会議等に助成し、研究者間の多層的なネットワークの形成と強化を図った。 50 件

北京日本学研究センター

中国教育部との協定に基づき日中共同事業として実施している北京日本学研究センター事業として、以下の事業を実施した。

現代日本研究講座（北京大学）

のべ 10 名の日本人教授を派遣、受講生等 24 名を日本に招へい、博士課程学生 2 名にフェローシップを供与。

大学院修士・博士課程（北京外国語大学）

のべ 17 名の日本人教授を派遣、修士課程学生 20 名を 4 カ月間日本に招へい、博士課程学生 2 名にフェローシップを供与。

研究・出版協力（北京外国語大学）

出版プロジェクト 5 件と研究プロジェクト 3 件に助成。

中国社会科学院フェローシップ

博士課程学生 2 名にフェローシップを供与。

日本研究機関組織強化支援

研究者間の連携・協力を推進するため、ロシア日本研究者協会、ヨーロッパ日本研究協会（EAJS）等 4 カ国の 6 機関に対し、紀要発行、ウェブサイト運営経費等の支援を行った。 6 件

東南アジア元日本留生活動支援

元日本留学生の対日理解促進を目的として、アセアン諸国の元日本留学生協会に対し、集会施設借料及び各協会の活動に対して助成を行った。 7 件

日本研究ウェブサイト運営

「Japanese Network Forum (JS-Net)」において、日本研究関連の国際会議、セミナー等の開催情報、関連機関やデータベースのリンク集、参考図書の紹介等、研究に必要となる各種情報を英語で提供し、海外における日本研究のネットワーク促進と研究基盤の整備を支援した。年間アクセス件数は 16 万件であった。

日本研究調査

ブラジル、北米、中国、東南アジア、欧州、韓国、中東・アフリカの 4 地域・3 カ国において、日本研究機関及び研究者に関する実態を把握するための調査を実施し、ディレクトリを作成、発行した。

日本研究基本図書目録

海外における日本研究を振興し、海外日本研究者の研究環境を向上させるため、「日本研究基本図書目録」第 15 巻第 1 号を刊行し、90 カ国 850 機関に配布した。

図書寄贈

海外における日本研究を振興し、海外日本研究者の研究環境を向上させるため、高等教育機関を中心とする 76 カ国の 165 機関に日本研究に資する書籍の寄贈を行っ

た。

日本研究フェローシップ

海外における日本研究を振興するため、27カ国の59名の研究者及び18カ国の40名の博士論文執筆者に長期フェローシップを供与した。また、12カ国の27名の研究者に短期フェローシップを供与した。 126件

ロ 知的交流諸施策（アジア・太平洋）

知的交流会議

アジア地域の知的対話・交流の促進を目的に「日中韓次世代リーダーフォーラム2006」等7件の事業を主催するとともに、46件のプロジェクトに助成した。53件

知的交流フェローシップ

アジア地域に共通する課題の解決に取り組む次世代の人材を育成し、アジア諸国と日本との知的対話のネットワーク構築に寄与することを目的として、8名に対してフェローシップを供与した。 8件

アジア地域研究センター支援

東南アジア地域における東南アジア研究の促進等を目的として、同地域における大学院生語学研修、大学院生研究フェローシップ、共同研究事業助成等を行う「東南アジア研究地域交流プログラム」を実施した。また、インドネシアにおいて「アジア・エンポリウム」（東南アジアの学生に対する東南アジア研究の講義）を、7カ国25名を対象に実施した。 2件

知的リーダー交流

アジアの共通課題を解決する知的ネットワークの形成を目的に、アジア7カ国の知的リーダー7名を日本に招へいし、2カ月間の共同研究、地方視察、セミナー・ワークショップ、公開シンポジウムを実施した。 1件

中国の高校生等の招へい事業（日中交流センター事業）

未来志向の日中関係を築く礎として、より一層日中間の青少年交流を推進するため、日中両政府間の合意に基づき、「中国高校生招へい事業」を平成18年度より開始した。初年度は「長期招へいプログラム（11カ月）」（37名）と「中期招へいプログラム（1カ月）」（40名）を実施した。

日中市民交流担い手整備ネットワーク事業（日中交流センター事業）

日中市民間の交流の基盤整備事業として、インターネット上の交流の場「心連心ウェブサイト」の開設・運営、「市民交流担い手ネットワーク形成事業助成プログラム」の開始・運営、その他ネットワーク構築を目的とした招へい事業を実施した。 11件

中国国内交流拠点設置・運営事業（日中交流センター事業）

中国の地方都市において、日本情報発信の拠点となる「ふれあいの場」の開設候補地及び共同運営機関の調査を行い、第1号拠点の開設地に決まった四川省成都市において開設準備を進めた。 1件

ハ 知的交流諸施策（米州）

知的交流会議

米州地域（米国を除く）との知的対話・交流の促進を目的に、平成 18 年度は「第 2 回日墨文化サミット」を主催事業として実施するとともに、3 カ国 6 件のプロジェクトに助成した。7 件

日米知的交流

日米センターを取り巻く外部環境の変化に留意しつつ、「対日関心層の拡大」を主たる目的に、米国若手指導者ネットワーク事業を開始した他、「交流の担い手の多様化」を図る事業等を 12 件共催で実施した。また、グローバルな課題を扱う日米共同研究・対話プロジェクトを 24 件支援した。36 件

安倍フェローシップ・小淵フェローシップ

現代の地球規模の政策課題や日米関係の緊密化にとって重要な課題で、かつ緊要な取り組みが必要とされている課題に関する政策指向研究に従事する研究者及び実務家を支援し、人文・社会科学分野における高度な研究を促進するため、フェローシップを供与した。

安倍フェローシップ 14 件

小淵フェローシップ 2 件

市民交流支援

日米市民交流

日米間の地域・草の根レベルの交流を促進するため、九州大学東アジアセンター・オン・エイジングの実施した「生涯現役社会づくりプログラム開発：日米東アジアの比較と協力」を始め、草の根レベルの交流プロジェクトや一般市民への知識の普及事業を支援した。14 件

教育を通じた相手国理解促進

日米間の相互理解促進のため、多文化社会米国理解教育研究会の実施した「日系移民をテーマとした米国理解教育の教材開発と教員研修」等、日米両国において、相手国理解促進のための初等、中等教育レベルを対象としたアウトリーチ活動や、カリキュラム開発等のプロジェクトを支援した。7 件

日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）プログラム

対日関心の喚起や日本理解の促進、および草の根交流の担い手育成を目的に、日本や日本人との接点が比較的少ない米国の南部地域に、草の根交流のコーディネーターを派遣した（派遣期間 2 年間）。9 件

地域活動促進小規模グラント

米国各地で推進される地域・草の根レベルの日米交流事業及び日本理解促進事業に機動的に対応するため、市民向けアウトリーチ、地域的特性や多民族・多文化性への配慮、プロジェクトの新規性、等の条件を備えたプロジェクトについて、小規模の助成を行った。26 件

日米センター NPO フェローシップ

日米間の架け橋になり、国際的に活躍する日本の民間非営利セクターの基盤強化を図ることを目的として、日本の非営利セクターに従事している草の根交流のリーダ

一層に対し、米国の NPO での中長期のマネジメント研修の機会を提供した。7 件

二 知的交流諸施策（欧州・中東・アフリカ）

知的交流会議

日本と欧州・中東・アフリカ諸国との知的交流の推進を目的として、「民主主義の諸相シンポジウム」（ベルリン日独センターとの共催）等、3 件の会議を主催するとともに、23 件の国際会議に対し助成した。 26 件

知的リーダー交流

欧州・中東・アフリカの各国において政治・経済・教育等の各分野で影響力を有する専門家 2 名を招へいするとともに、日本人専門家 1 名を派遣し、知的交流ネットワーク構築を図った。 3 件

知的交流フェロースhip（派遣）

欧州・中東・アフリカ諸国における現代社会の課題に関する調査・研究を奨励し、10 名の日本人専門家にフェロースhipを供与した。 10 件

知的交流フェロースhip（招へい）

欧州・中東・アフリカ諸国の人文・社会科学の若手研究者 16 名に、日本との知的対話のネットワーク構築を目的として、訪日調査、研究の機会を与えた。 16 件

4 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等 759,297 千円

イ 国際交流に関する情報及び国際交流基金事業に関する情報の効果的かつ効率的な提供

図書館・情報センター（JFIC）事業

平成 18 年 4 月に本部図書館を「JFIC ライブラリー」としてリニューアル・オープンし、国際文化交流と日本文化に関する情報提供機能を強化した。またラウンジ・会議室の一部を改修して設置したイベント・交流スペース「JFIC コモンズ」において一般市民や修学旅行生等の来訪者に対し、国際交流についての情報を提供した。

インターネット・ホームページ

国際交流基金ウェブサイト（和文・英文）を運営し、国際交流に関心を有する国内外の市民、専門家等に対して、国際交流及び国際交流基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供した。アクセス数は、和文・英文合せて約 276 万件であった。また、情報提供のためにメールマガジンの配信を行い、平成 18 年度末の登録者数は、和文 11,472 名、英文 6,615 名であった。

定期刊行物

国際交流に関心を有する国内外の市民、専門家等に対して、国際交流に関する情報を効果的に提供するために、機関誌「遠近」10 - 15 号を各 6,000 部発行した。6 件

一般広報

国際交流基金に関する情報を提供するため、年報（和文 6,000 部、英文 7,000 部）、基金の対韓国事業を紹介する DVD を作成した。また、プレスリリースを年間 100 本配信した。

ＪＦサポーターズクラブの運営

国際文化交流及び国際交流基金の活動に対する一般の理解を深めるため、17年度に開始した会員制度「ＪＦサポーターズクラブ」の会員数は、18年度末には1,177名となった。また、会員専用サイトのアクセス総数は年間で95,687件であった。

調査研究

平成18年度は、アーティスト・イン・レジデンスの調査を実施し、インターネットにデータベースを公表した。

□ 国際交流団体との連携、顕彰、各種支援等の実施

国際交流基金賞、国際交流奨励賞、地球市民賞

国際交流に貢献のあった団体・個人に対し、国際交流基金賞1件、奨励賞3件を授与し、授賞式等を通じてこれを効果的に内外に周知することにより、国内における国際文化交流の一層の増進を図った。また、日本国内の地域において優れた国際交流を行う団体に対して、地球市民賞3件を授与し、地域レベルでの国際文化交流の一層の増進を図った。

7件

国内の国際交流団体との連携、支援等

国内における国際文化交流の増進を図るため、国内の外国文化機関との共催による講演会1件を行うとともに、国内で開催される国際交流・協力フェスティバル9件に参加した。

10件

5 その他

3,099,109千円

イ 海外事務所の運営

18カ国19カ所に設置されている当基金海外事務所は、所在国及び周辺地域において本部事業の連絡、調整を行うとともに、我が国の国際文化交流の情報、事業、ネットワークの拠点として、現地事情及びニーズに応じて柔軟かつ機動的に国際文化交流事業を実施した。海外事務所における外部インクワイアリー対応件数は約5.3万件、海外事務所図書館来館者数は22.4万人、貸出点数は15.2万点、海外事務所ホームページアクセス件数は585.5万件であった。

ロ 京都支部の運営

基金京都支部は、関西地域において、国際文化交流に関する情報交換、コンサルティング等を通じて関係者とのネットワーク構築を図った。平成18年度は「大阪・サンフランシスコ姉妹都市提携50周年記念公開シンポジウム」、「日仏食文化ワークショップ」、「国際交流の夕べ - 能と狂言の会」、「関西地域等在住招聘フェローによるセミナー」などの公演、セミナー、ワークショップ等の催しを関係団体との共催により、効果的かつ効率的に実施した。

ハ 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等

特定事業を支援する目的で寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業を助成した。寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行った。

人物交流事業	2 件
日本研究支援事業	9 件
日本語普及事業	3 件
催し事業	10 件
施設等整備事業	6 件

平成18年度 決算報告書

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	13,388,901,000	13,388,901,000	0	
運用収入	1,940,136,000	1,987,250,741	47,114,741	・外債利息の為替差益等
寄附金収入	635,515,000	711,999,156	76,484,156	・特定寄付金の増等
その他収入	219,067,000	318,788,706	99,721,706	・日本語能力試験収入の増等
承継積立金取崩収入	1,389,542,618	1,205,909,011	183,633,607	・事業の遅延等により当年度事業費が減少したことによる取崩額の減
計	17,573,161,618	17,612,848,614	39,686,996	
支出				
業務経費	13,055,884,618	13,335,874,427	279,989,809	・決算額は前年度からの繰越(運営費交付金 237,386,397円、運用益 73,575,428円)の執行を含む
文化芸術交流事業費	3,012,892,000	3,022,931,684	10,039,684	
海外日本語事業費	3,876,157,000	3,948,315,364	72,158,364	・関西国際センターの補修工事等
海外日本研究・知的交流事業費	2,556,852,000	2,506,221,268	50,630,732	
調査研究・情報提供等事業費	648,555,000	759,297,006	110,742,006	・各種情報提供サイトの改修等
その他事業費	2,961,428,618	3,099,109,105	137,680,487	・特定寄付金事業の増等
一般管理費	4,517,277,000	4,498,840,135	18,436,865	
人件費	2,772,035,000	2,705,006,037	67,028,963	・人事制度改革に伴う効率的な給与制度への見直しによる節減、役員の欠員発生等
物件費	1,745,242,000	1,793,834,098	48,592,098	・為替差損の発生等
計	17,573,161,618	17,834,714,562	261,552,944	

(注1) 決算金額は、収入については、現金預金の収入額に期首期末の未収金額等を加減算したものを記載し、支出については、現金預金の支出額に期首期末の未払金額等を加減算したものを記載している。
(注2) 決算報告書においては国際交流基金の役員人件費は一括して一般管理費に計上しているが、損益計算書においては、役職員の勤務実態に合わせて各業務分野毎の費用として計上している。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月7日

独立行政法人 国際交流基金

理事長 小倉和夫 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 至 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

児玉卓也 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)、関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際交流基金の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立行政法人国際交流基金
理事長 小倉 和夫 殿

平成 18 事業年度における財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度における財務諸表及び決算報告書について監査をした結果につき、以下のとおり報告します。

- (1) 会計監査人 新日本監査法人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書。以下、「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の監査の方法及び結果は相当と認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類は除く。）は、当基金の財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は当基金の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 決算報告書は、当基金の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

平成 19 年 6 月 14 日

独立行政法人 国際交流基金

監事 梶 章 次 

監事 樋口 幸一 